

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り

2月26日発行

Vol.145

さんじょうライフ



ふくしまから
はじめよう。

Future From Fukushima.

皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

目次

●南相馬市HP「フォトレポ」から

- ・30年後の故郷に桜並木を
～ふくしま浜街道・桜プロジェクト～ ----- 1
- ・原高生による震災・原発災害「語り部」
～未来への伝言その1～ ----- 2

●被災自治体News

南相馬市	-----	3
浪江町	-----	5
双葉町	-----	8
大熊町	-----	11
富岡町	-----	14
川内村	-----	15

●東京電力

- ・平成26年3月以降の就労不能損害に係る賠償 および 避難指示解除後のご帰還にともなう就労不能損害に係る賠償のお取り扱いについて ---- 16

●交流ルームひばり通信

- ・下田産の農産物はいかがですか - 18
- ・東日本大震災三周年追悼式典 --- 19
- ・2月・3月の「ひばり」 ----- 20



道の駅南相馬 観光交流館内
南相馬ふるさと回帰支援センター
マスコットキャラクター「のまたん」

2/22 南相馬市HP「フォトレポ」から

30年後の故郷に桜並木を
～ふくしま浜街道・桜プロジェクト～

浜通りの国道6号沿いを桜並木で飾る「ふくしま浜街道・桜プロジェクト」は原町区で行われ、地元の高校生や全国のボランティアなど約100人が参加しました。原町区の道の駅南相馬で開会式が行われた後、参加した皆さんは原町区桜井町と北原の国道6号沿いの2箇所に分かれて、合計50本のサトザクラを1本ずつ丁寧に植樹しました。



参加者全員で
記念撮影



丁寧に植樹



地元高校生も
参加

2/25

原高生による震災・原発災害「語り部」 ～未来への伝言その1～

小高区地域振興課主催の「高校生による震災の語り部」は小高区役所内市民ギャラリー-cafeいっぴくやで開催し、小高区民を中心に約60人が集まりました。

この日は、原町高等学校の協力で、高校生が語り部となり、市民の地域防災意識の高揚と語り部育成を目的として、教本を使い震災の記憶を伝えました。

今回語り部として協力してくれたのは、原町高校放送部の伏見里穂さん（2年）、佐々木昭紀範さん（1年）、そして阿部恵理香さん（2年）、江畑楓さん（2年）、渡邊優紀さん（2年）の5人です。

伏見里穂さんは「こんなに大勢の前で朗読するのは少し緊張しました。小高に来たのも震災後初めてだったので、小高が遠く感じていたが今日は皆さんと交流できて楽しかったです」と感想を述べてくれました。

また、この教本著書の島尾清助さんは、「皆さんの思いを、体験した中で書かせていただきました。皆さんもたくさん記憶に残っていることはあると思います。まず、自分の家族に伝えて、隣組、地域の方々、小高の方々に伝えて、後世に伝えていかなければならないと思っています」と話してくれました。



南相馬おだか 未来への伝言その1の教本



語り部の教本を朗読する
伏見里穂さん(中央)



教本著書の島尾清助さん



語り部に駆け付けた
小高区の皆さん

涙ぐみながら
朗読に聞き入る市民



▲(左から)伏見さん、阿部さん、渡邊さん、
江畑さん、佐々木さん



南相馬市からのお知らせ

南相馬市民の避難状況

※南相馬市外に避難している人数

【都道府県別】

2014.2.20現在（南相馬市HPより）

都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数
福島県	5,784	群馬県	225	京都府	31	島根県	9	山口県	2
宮城県	2,269	山梨県	98	石川県	29	長崎県	8	高知県	2
山形県	914	長野県	90	青森県	28	三重県	7	和歌山県	-
新潟県	883	北海道	88	沖縄県	23	福岡県	6	鳥取県	-
東京都	769	岩手県	78	福井県	21	愛媛県	4	徳島県	-
埼玉県	669	秋田県	78	岐阜県	15	熊本県	4	宮崎県	-
茨城県	663	静岡県	73	滋賀県	13	大分県	4	鹿児島県	-
栃木県	506	愛知県	52	岡山県	12	奈良県	3	海外	14
千葉県	495	兵庫県	40	富山県	11	香川県	3	合計	14,502
神奈川県	429	大阪府	36	広島県	11	佐賀県	3	(2/13 14,534)	

【福島県内市町村別】

市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数
相馬市	1,530	喜多方市	69	三春町	21	只見町	5	広野町	1
福島市	1,437	会津坂下町	53	会津美里町	16	北塩原村	5	合計	5,784
いわき市	707	本宮市	34	西会津町	13	矢吹町	5		
郡山市	552	鏡石町	33	田村市	12	玉川村	5		
会津若松市	333	南会津町	33	小野町	12	浅川町	3		
新地町	302	猪苗代町	33	磐梯町	9	国見町	2		
二本松市	135	川俣町	27	金山町	7	天栄村	2		
伊達市	123	西郷村	25	下郷町	6	泉崎村	2		
須賀川市	96	桑折町	22	矢祭町	6	鮫川村	2		
白河市	77	棚倉町	21	古殿町	6	石川町	2		



みなみそうまチャンネル

Channel assist by
yoozma
www.yoozma.jp

南相馬市

番組内容 [2/26~3/5]

今週の番組(60分) ※パソコン視聴・アクティバ配信

1. オープニング&今週の番組 [0分~]
2. 歌で綴る石神第二小学校 [2分~]
3. 福島から元気を！ ふくしまの元気！ 応援CM大賞受賞 [13分~]
4. 2014年2月 大雪の記録 [17分~]
5. 雪害からの復旧 八木沢峠開通 [27分~]
6. ガンバレスピ第80回「春雨キムチスープ」 [33分~]
7. あれから1000日の時を経て 小高区編 [41分~]
8. ライブカメラのお知らせ [54分~]
9. 南相馬市 内部被ばく検診の手順(再放送) [55分~]
10. リクエストアワーのお知らせ [59分~]

[午前9時55分~午後3時55分~] 旧警戒区域ライブカメラ配信(5分)

今週は、「歌で綴る石神第二小学校」や南相馬市の作品が大賞を受賞した「ふくしまの元気！ 応援CM大賞」、2月に記録的な大雪に見舞われた市内の様子などをお伝えします。また、あれから1000日の時を経て~小高区編~を放送します。



みゆーまくん

国民健康保険の一部負担金の免除期間が延長になります

2月17日HP更新

東日本大震災に係る国民健康保険の一部負担金の免除期間が下記の通り延長されます。対象者の方には**2月下旬**に更新分の一部負担金等免除証明書を送付しますので、**3月以降に医療機関等を受診する際は、新しい免除証明書を忘れずに提示してください。**なお、2月下旬送付の免除証明書の有効期限は**平成26年9月30日**となります。
 ※10月以降については後日お知らせします。

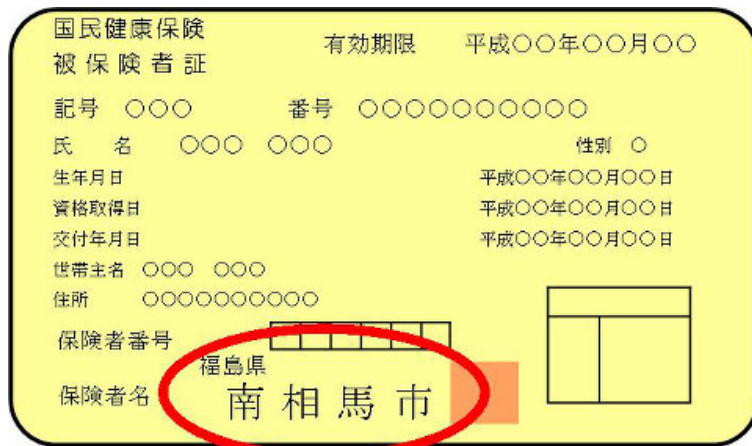
免除証明書の交付理由	免除証明書の有効期限
<ul style="list-style-type: none"> ・旧警戒区域 ・旧計画的避難区域 ・特定避難勧奨地点に指定され、現在避難している方 	平成26年2月28日
<ul style="list-style-type: none"> ・旧緊急時避難準備区域 	↓
<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示等対象地域以外で被災した方 (震災による住宅の全半壊など) 	

お手元の保険証をご確認ください

上記の一部負担金免除期間延長となるのは、南相馬市の国民健康保険に加入している方のみです。

職場の健康保険証を使用している方は、職場の保険担当者か、お手元の保険証に記載されている健康保険組合などにお問い合わせください。

他市町村の国民健康保険に加入している方は、お手元の保険証に記載されている市町村にお問い合わせください。



保険者名が「南相馬市」となっている国民健康保険の被保険者証をお持ちの方が対象です

問い合わせ

市民生活部 市民課 保険年金係

TEL 0244-24-5233



浪江町からのお知らせ

復興公営住宅の先行展示施設(モデルルーム)開設のお知らせ

2月21日HP更新

福島県では、復興公営住宅の入居を判断する材料の一つとして、間取りなどをご覧いただける先行展示施設(モデルルーム)を、いわき市、郡山市の2箇所開設します。

なお、募集の方法や時期は、決まり次第お知らせします。

郡山市の先行展示施設(モデルルーム)

1. 展示期間 2月28日(金)～平成28年1月
午前10時～午後5時(土日開館)
※休館日:毎週水曜日、12月30日～1月3日
2. 開設場所 郡山市麓町1丁目1-1(福島県郡山合同庁舎敷地内)
※モデルルーム前または合同庁舎内の駐車場が利用できます。
3. 展示内容 2LDK・3LDK (標準的な県営の復興公営住宅の間取りです。)

いわき市の先行展示施設(モデルルーム)

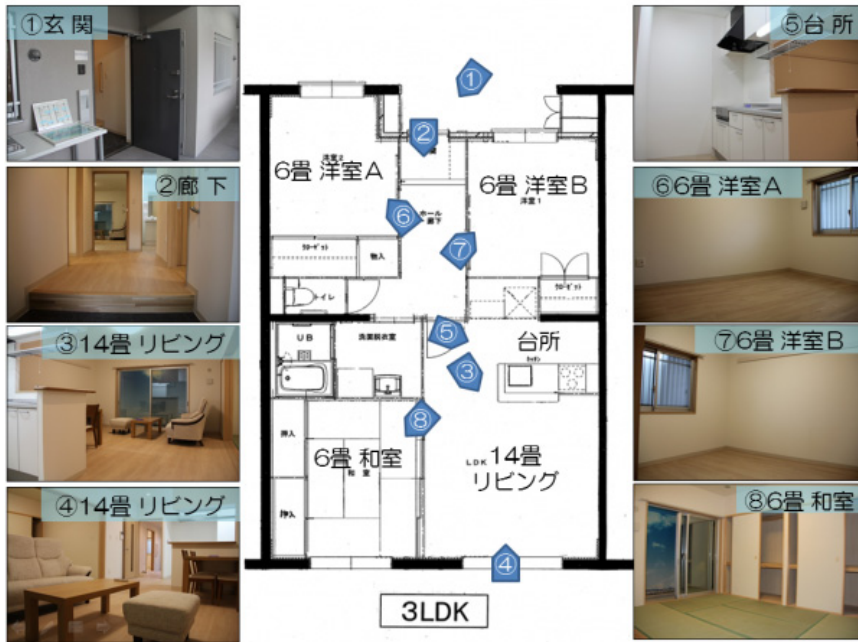
1. 展示期間 2月1日(土)～平成28年1月
午前10時～午後5時(土日開館)
※休館日:毎週水曜日、12月30日～1月3日
2. 開設場所 いわき市小名浜字辰巳町23
3. 展示内容 2LDK・3LDK
(県が小名浜地区に整備している復興公営住宅と同様の間取りです。)

《2LDK》



次ページへ続きます

《3LDK》



《共通の設備》



【注意】
 先行展示施設（モデルルーム）内の「テーブルやソファなどの家具」「居室の照明」「コンロ」などは、生活のイメージを持っていただくために設置している展示品となり、実際の居宅には設置されません。

問い合わせ

福島県 企画調整部 生活拠点課
 復興推進課 まちづくり整備係

TEL 024-521-8614

TEL 0243-62-4731

復興公営住宅の着工状況(いわき市)

2月25日HP更新

福島県がいわき市に整備を進める復興公営住宅の内、着工している地区の状況をお知らせします。

なお、募集の方法や時期は、決まり次第お知らせします。

小名浜永崎地区

- 1.入居時期 平成26年度中
- 2.整備場所 いわき市小名浜下神白字館の腰地内・いわき市小名浜永崎字町田地内
- 3.整備構造 RC(鉄筋コンクリート)造 5階建ての集合住宅
- 4.整備戸数 200戸(浪江町のみの戸数ではありません。)



着工状況 平成26年2月4日(火)現在



常磐地区

- 1.入居時期 平成26年度中
- 2.整備場所 いわき市常磐上湯長谷町五反田地内
- 3.整備構造 RC(鉄筋コンクリート)造 5階建ての集合住宅
- 4.整備戸数 50戸(浪江町のみの戸数ではありません。)



着工状況 平成26年2月4日(火)現在

問い合わせ

復興推進課 まちづくり整備係

TEL 0243-62-4731

医療費一部負担金の免除期間延長のお知らせ

2月24日HP更新

国民健康保険および後期高齢者医療保険の医療費一部負担金の免除期間が、平成27年2月末まで1年間延長になります。

新しい免除証明書は、避難先等へ送りましたので、3月1日以降医療機関を受診する場合は、保険証と一緒に必ず提示してください。

社会保険等に加入の方は、勤め先か保険証に書かれている保険者に確認してください。

問い合わせ

健康保険課 国保年金係

TEL 0243-62-0179

介護サービスの利用者負担の減免期間延長のお知らせ

2月20日HP更新

浪江町介護保険の被保険者に現在実施している、介護サービスの利用者負担の減免措置は、平成26年3月1日から平成27年2月28日までの1年間延長されることになりました。

浪江町民は免除証明書の提示は不要です。

なお、介護保険施設等の食費・居住費等の減免は、平成24年2月29日で終了しています。

問い合わせ

介護福祉課 介護保険係

TEL 0243-62-0172



双葉町からののお知らせ

一時立入りの際の常磐自動車道の利用について

2月24日HP更新

2月22日に常磐自動車道広野IC～常磐富岡IC間が再開通しましたが、常磐富岡IC駐車場に設置された臨時スクリーニング場では、防護服や無線機の貸し出し設備がないため、一時帰宅の受け付けができません。

広野IC経由で、毛萱・波倉スクリーニング場で、一時帰宅の受け付けをしてください。

なお、特別通過交通制度では、広野ICおよび常磐富岡ICのどちらも利用することができます。

問い合わせ

住民生活課

TEL 0246-84-5204

介護サービス利用料等の免除期間延長のお知らせ

2月20日HP更新

介護サービス利用料について

介護保険サービス利用料(自己負担分)の免除期間が**平成27年2月28日**まで延長されることになりました。

また、引き続き介護保険被保険者証の提示により免除証明書の添付なしで介護サービスを利用することができます。

なお、デイサービスの食費、施設利用の際の食費・居住費、日常生活費は自己負担となり、対象となりません。

介護保険料について

第1号被保険者(65歳以上の方)の平成26年度分の介護保険料(平成27年3月31日納期分まで)についても、国の財政支援が延長される見込みとなっており、平成25年度と同様に免除となる予定です。

要介護・要支援認定更新手続きについて

双葉町の介護保険被保険者の方で要介護・要支援の認定を受けている方の更新手続きについては、厚生労働省からの特例省令により平成26年3月31日までの間に満了する方については、更新の手続きを省略して有効期間を1年間延長する取扱いがなされています。

この取扱いについて、平成26年9月30日までの間に満了する有効期間の方が対象となるように延長される予定です。

(※被保険者の方が更新審査を望む場合や、現在を受けている認定と状態が変わっている場合については、通常の審査を行います。)

問い合わせ

健康福祉課

TEL 0246-84-5205

福島県復興公営住宅入居支援センターのご案内

2月25日HP更新

福島県復興公営住宅入居支援センターが2月14日、福島市の県自治会館内にオープンしました。

同支援センターのねらいは、窓口を一元化することで、公営住宅入居を希望する避難者に対して正確な情報を迅速に提供することにあります。

募集案内の配布や申込書の受け付け、入居募集の開始時期など入居に関する問い合わせ全般を受け付けることになっています。

問い合わせ

福島県復興公営住宅入居支援センター
(福島市中町8-2 福島県自治会館6階)

TEL 024-522-3320(平日午前8時30分～午後5時15分)

医療費一部負担金等免除期間の延長について

2月24日HP更新

双葉町国民健康保険・後期高齢者医療保険にご加入の方

医療費一部負担金等免除期間が**平成27年2月28日**まで延長されました。

平成26年3月1日以降も医療費免除を受けるためには、引き続き、「被保険者証」と一緒に「**免除証明書**」を医療機関の窓口で提示する必要があります。

現在、有効期限を**平成27年2月28日**まで延長した「免除証明書」をお送りしています。

免除証明書の取扱いについて

- 1.必ず「被保険者証」と一緒に医療機関窓口で提示しましょう。
- 2.入院時食事療養費と入院時生活療養費の標準負担額および療養費(柔道整復師・あん摩・マッサージ・指圧師・はり師・きゅう師による施術等)については自己負担分が発生します。
- 3.有効期限が切れた免除証明書については、健康福祉課まで返却するか、はさみ等で裁断し、破棄してください。

■後期高齢者医療保険にご加入の方へ

一部負担金の免除に該当する方で、すでに医療機関等の窓口で一部負担金を支払った方には、申請に基づき福島県後期高齢者医療広域連合から一部負担金が還付されます。

【申請手続方法】

一部負担金等還付申請書に領収書を添付し、健康福祉課まで提出してください。

社会保険等にご加入の方

医療費一部負担金等免除期間の延長等については、ご加入の医療保険の保険者にご確認ください。

なお、国民健康保険の免除証明書が届いた方で、すでに社会保険等に参加されている方は、必ず健康福祉課までご連絡のうえ、国民健康保険被保険者資格喪失の手続きを行ってください。

問い合わせ

健康福祉課

TEL 0246-84-5205

東日本大震災双葉町合同慰霊式

2月25日HP更新

東日本大震災の大津波により犠牲になられた方々、そして、避難先で亡くなられた多くの方々の御精霊とご遺族の皆さま方に心安らぐ供養と考え「双葉町合同慰霊式」を開催します。

日時

3月9日(日) 開式 午前11時 (開場 午前10時)

場所

せきのホール(いわき市小島町3丁目2-2 TEL:0246-27-7755)

一般参列について

一般参列者については席を用意できませんので、焼香・献花までの間、ご遺族席以外の場所でお待ちいただくこととなりますので、ご了承ください。

その他

お越しいただく際は、平服でお願いします。

問い合わせ

住民生活課

TEL 0246-84-5204



大熊町からののお知らせ

医療費一部負担金の免除期間の延長決定のお知らせ

2月21日HP更新

大熊町の国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している方

大熊町の国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している方に実施されている医療機関を受診した際の一部負担金免除措置につきまして、**平成26年3月1日から平成27年2月28日までの1年間延長されることになりました。**

ただし、入院時食事療養費と入院時生活療養費の自己負担分および医療費(柔道整復師〈接骨院等〉・あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師の施術費、治療用装具費〈補装具〉)の自己負担額の免除は平成24年2月29日で終了となっています。

なお、この制度は保険診療にかかる法定負担分(3割・1割など)の医療機関で被保険者が支払う一部負担金の免除措置であり、**保険外診療分は通常どおり自己負担となります。**

次ページへ続きます 

- ◆ 3月1日以降医療機関を受診する際には、今までどおり医療機関窓口で保険証と一部負担金免除証明書を提示することで一部負担金の免除を受けることができます。
- ◆ 現在お持ちの一部負担金免除証明書は有効期限が切れてしまいますので、新しい免除証明書を避難先の住所へ個人ごとに発送しています。【2月21日(金)発送】

社会保険等に加入している方の一部負担金免除証明書等について

社会保険等の医療保険にご加入の方で、引き続き窓口負担が免除される方は、免除証明書の更新が必要となります。免除証明書等についてご不明な点があれば、ご加入の医療保険の保険者へ直接お問い合わせください。

問い合わせ

大熊町役場会津若松出張所 住民課 国保年金係
0120-26-3844(代)

3. 11 追悼および復興に向けたイベントのお知らせ

2月19日HP更新

災害発生から3年を迎えるにあたり、災害で亡くなられた方の追悼を行うとともに、これからの避難生活を少しでも前向きに送れるよう、「形はいろいろであっても大熊町民としてつながってほしい」という願いを込めたイベントを開催します。多くの皆さまのご参加をお願いします。

日時

3月11日(火) 午後2時～6時30分

会場

大熊町役場会津若松出張所 前庭および2階会議室

内容

- ・メッセージカード作成 午後2時～
- ・追悼式(黙とう) 午後2時46分～
- ・手作りろうソク設置 追悼式終了後～
- ・ろうソク点火 午後5時30分～

※2階会議室で写真等の展示を行います。
※豚汁および甘酒の無料配布を予定しています。



主催

大熊町生活支援ボランティアセンター (事務局:大熊町社会福祉協議会)

問い合わせ

大熊町社会福祉協議会 0120-29-5760

介護サービス利用料等の免除期間延長のお知らせ

2月20日HP更新

平成26年2月28日までとお知らせしていた介護サービス利用料と介護保険料の免除期間が1年間延長されることになりました。

免除期間

- ・介護サービス利用料 平成27年2月28日まで
- ・介護保険料 平成27年3月31日まで

免除対象

- ・介護サービス利用料の自己負担分
(デイサービスの食費、施設利用の際の食費・居住費・日常生活費は対象外)
- ・第1号被保険者(65歳以上の方)の平成26年度分介護保険料

※ 介護サービスを利用する際は、免除証明書は不要です。
免除を受けるためには、介護保険被保険者証の提示が必要です。

問い合わせ

大熊町役場会津若松出張所 健康介護課 介護保険係
0120-26-3844(代)

福島第一原子力発電所20km圏内の測定結果について

2月25日HP更新

※No.25は積雪のため測定不可

No.	住所(測定位置)		空間線量率(μ Sv/h)									線量計
			12/26	12/31	1/9	1/16	1/23	1/30	2/6	2/13	2/20	
23	夫沢	西北西約2.3km	9.9	10.1	10.4	9.8	10.2	9.9	9.7	5.8	9.1	NaI
25	野上	西約14km	1.4	1.4	1.4	1.2	1.3	1.3	1.4	—	—	NaI
26	野上	西約11km	1.6	1.6	1.6	1.6	1.7	1.6	1.7	0.9	1.0	NaI
29	夫沢	西約2.4km	26.8	28.9	27.6	27.8	27.3	27.8	26.0	14.5	26.4	IC
30	夫沢	西約2.6km	12.9	13.1	13.4	12.8	13.1	13.0	12.6	6.9	10.8	NaI
34	大川原	西南西約7.5km	2.0	1.7	1.7	1.3	1.3	1.2	1.2	0.8	1.0	NaI
35	野上	西南西約6.6km	6.2	6.2	6.1	6.2	6.5	6.2	6.0	3.3	4.3	NaI
36	下野上	西南西約4.8km	4.0	4.0	4.0	3.9	4.4	4.2	4.0	2.6	3.7	NaI
37	夫沢	西南西約3.0km	32.1	35.4	33.7	33.7	35.0	35.7	31.5	17.0	30.4	IC
38	小入野	西南西約3.7km	4.2	4.3	4.4	4.2	4.3	4.3	4.1	2.5	4.2	NaI
47	熊川	南南西約3.7km	22.1	22.1	21.8	21.6	22.8	21.8	21.3	11.0	20.0	NaI
50	熊川	南約4.0km	9.8	9.7	9.3	9.6	9.6	9.5	9.4	6.1	9.1	NaI

線量計の種類 NaI : NaI(ヨウ化ナトリウム)シンチレータによる値 / IC : 電離箱による値
測定実施者:電力会社

問い合わせ

原子力規制庁 監視情報課

TEL 03-5114-2125



富岡町からのお知らせ

平成26年 富岡町東日本大震災慰霊祭の開催について

2月24日HP更新

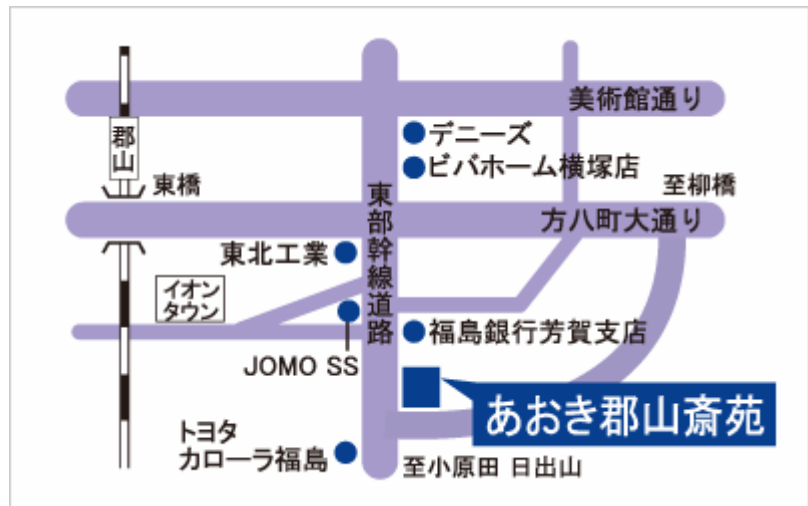
東日本大震災から3年となる3月11日に、震災で犠牲となられた方々のご冥福をお祈りし、下記のとおり慰霊祭を開催します。

日時

3月11日(火)午後2時30分～

会場

あおき郡山斎苑(郡山市昭和2丁目8-8)



申込方法

会場準備の都合上、富岡町役場コールセンター(Tel.0120-33-6466)へ、
①「お名前」、②「電話番号」をご連絡願います。
複数名の場合は、代表者のお名前でご連絡願います。

申込期限

3月3日(月)

服装

礼服・平服のいずれでも結構です。

追悼法要

町主催慰霊祭終了後、引き続き富岡町仏教会による追悼法要を実施します。

問い合わせ

総務課 総務係

☎ 0120-33-6466

医療費の一部負担金等免除の延長について

2月20日HP更新

現在、原発事故被災者の方が医療機関等にかかった際に支払う窓口負担等の免除は、平成26年2月28日まで(入院時の食事代や接骨院等の療養費を除く)となっておりますが、その免除期間が平成27年2月28日まで延長となりました。

国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している方につきましては、新しい免除証明書を2月20日に簡易書留にて発送しました。

なお、国民健康保険組合・社会保険等にご加入の方は、ご加入の保険組合・事務所等にお問い合わせください。

問い合わせ

住民課 国保年金係

 0120-33-6466

介護サービス利用料等の免除期間延長のお知らせ

2月20日HP更新

介護サービスの利用者負担および介護保険料の免除については、平成26年2月28日までとなっておりますが、1年間延長されることが決定されました。

期間は、平成27年2月28日まで(保険料については、平成27年3月分まで)です。

また、被保険者証の提示をもって免除証明書の提示に代えることができますので、免除証明書は発行しておりません。

問い合わせ

健康福祉課 介護保険係

 0120-33-6466

川内村からののお知らせ

川内村国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入の皆さまへ

2月25日HP更新

医療費等の一部負担金、窓口での支払いは、平成26年2月診療分までは免除されていますが、平成26年3月以降は、平成26年9月末日まで免除が継続されます。

※新しい免除証明書は、2月26日までに発送する準備をしております。

3月以降は、新たな免除証明書を医療機関等に提示ください。

問い合わせ

住民課

TEL 0240-38-2113

平成26年3月以降の就労不能損害に係る賠償 および避難指示解除後のご帰還にともなう 就労不能損害に係る賠償のお取り扱いについて

平成26年2月24日
東京電力株式会社
福島復興本社

当社事故発生時点において生活の本拠またはお勤め先が避難指示区域にあった方の就労不能損害に係る賠償につきましては、平成26年2月末までの賠償金をお支払いさせていただくこととしておりました(平成24年7月24日お知らせ済み)が、このたび、平成26年3月以降の就労不能損害に係る賠償につきまして、以下のとおりお取り扱いさせていただくことといたしましたのでお知らせいたします。

また、避難指示解除後のご帰還にともなう就労不能損害に係る賠償のお取り扱いにつきましても、あわせてお知らせいたします。

1.平成26年3月以降の就労不能損害に係る賠償について

(1)ご請求いただける方

当社事故発生時点において避難指示区域^{※1}内に生活の本拠またはお勤め先があった方のうち、以下のいずれかに該当する方を対象とさせていただきます。

- ・当社事故にともなう避難によって就労が困難となり、減収となった給与所得者、または失業状態となった給与所得者で就労意思のある方
 - ・当社事故発生時点において就職・復職を予定しておられた方で、当社事故にともなう避難によって予定先への就労が困難となり、減収となった方、または失業状態となった方で就労意思のある方
- * 当社事故により避難等を余儀なくされたことで、生命・身体的損害による就労不能損害が発生している方は、「生命・身体的損害による就労不能損害」にてご請求くださいますようお願いいたします。

(2)お支払いの対象となる損害

当社事故により生じた以下の損害を対象とさせていただきます。

- ・就労できなくなり、収入がなくなってしまうことによる減収額
- ・収入が減少した場合の当社事故発生前の収入との差額
- ・当社事故発生時点において就職・復職を予定していた会社から得られたであろう収入がなくなってしまうことによる減収額
- ・避難等対象区域内にあったお勤め先が当社事故により移転・休業等を余儀なくされたためにお勤め場所の変更または転職等を余儀なくされた場合に負担された通勤交通費増加額、もしくは避難を余儀なくされたことによる通勤交通費増加額

(3)賠償対象期間

平成26年3月1日から平成27年2月28日までの12カ月間を上限とさせていただきます。

* 上記期間後は今回のお取り扱いによらず、個別のやむを得ないご事情により就労が困難な状況にある方につきましては、個別のご事情に応じてお取り扱いさせていただきます。

次ページへ続きます 

(4)ご請求方法

従来請求方式にてご請求いただくこととさせていただきます、実際に発生した損害を原則3カ月単位で確認させていただきます。

(5)請求書類の発送および受付

平成26年6月を目途にご請求の受付を開始させていただきます。なお、詳細につきましては別途ご案内させていただきます。

2.避難指示解除後のご帰還にともなう就労不能損害に係る賠償について

(1)ご請求いただける方

当社事故発生時点において避難指示区域内に生活の本拠があった方で、避難指示解除後相当期間内にご帰還※2された方のうち、以下のいずれかに該当する方を対象とさせていただきます。

- ・帰還にともなう就労環境の変化によって就労が困難となり、減収となった給与所得者、または失業状態となった給与所得者で就労意思のある方
- ・当社事故発生時点において就職・復職を予定しておられた方で、帰還にともなう就労環境の変化によって当該予定先への就労が困難となり、減収となった方、または失業状態となった方で就労意思のある方

*原子力損害賠償紛争審査会において決定された「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第四次追補(避難指示の長期化等に係る損害について)」にて示された「長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等」に係る損害のお支払い対象となる方を除きます。

*当社事故により避難等を余儀なくされたことで、生命・身体的損害による就労不能損害が発生している方は、「生命・身体的損害による就労不能損害」にてご請求くださいますようお願いいたします。

(2)お支払いの対象となる損害

ご帰還にともなう就労環境の変化により生じた以下の損害を対象とさせていただきます。

- ・就労できなくなり、収入がなくなってしまったことによる減収額
- ・収入が減少した場合の当社事故発生前の収入との差額
- ・当社事故発生時点において就職・復職を予定していた会社から得られたであろう収入がなくなってしまったことによる減収額
- ・帰還後に、お勤め場所の変更または転職等を余儀なくされた場合に負担された通勤交通費増加額

(3)賠償対象期間

ご帰還後損害が初めて発生した月から12カ月間を上限とさせていただきます。

*避難指示解除後の相当期間内が対象期間の開始月となります。

なお、帰還にともなう損害の発生が平成27年2月以前の方につきましては、平成27年3月以降も損害が継続されている場合に平成27年3月から平成28年2月までを対象期間とさせていただきます。

*平成27年2月以前に帰還され損害が発生した方は、平成27年2月以前のご請求につきましては前ページ記載の1.にてご請求くださいますようお願いいたします。

次ページへ続きます 

(4)ご請求方法

従来請求方式にてご請求いただくこととさせていただきます、実際に発生した損害を原則3カ月単位で確認させていただきます。

(5)請求書類の発送および受付

詳細につきましては別途ご案内させていただきます。

3.お支払いする賠償金額

1. および2. とともに、当社事故がなければ得られたであろう収入から実際に得られた収入を差し引いた金額を賠償対象とさせていただきます(「特別の努力」の適用は平成26年2月分までとさせていただきます)。

また、通勤交通費の増加分として、当社事故後の通勤交通費から当社事故前の通勤交通費を差し引いた金額をお支払いさせていただきます。

※1 避難指示区域:「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補」において「避難指示区域」として扱うこととされた区域

※2 帰還:避難指示解除後に、当社事故発生時点にお住まいのあった区域と同一市町村かつ避難指示解除日が同一である区域に戻られ、生活の本拠とされること

問い合わせ

東京電力 福島原子力補償相談室(コールセンター)

 0120-926-404 (受付時間:午前9時~午後9時)

交流ルームひばり通信

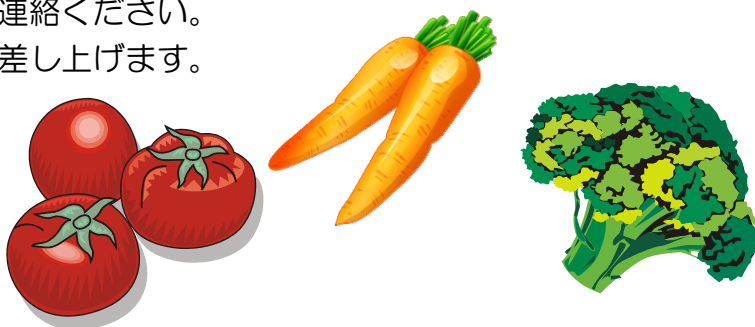
下田産の農産物はいかがですか

この度、下田地区の篤志家様のご厚意により、新鮮な下田産野菜等をいただくことになりました。(不定期です)

時期、量とも不確定であるとともに生ものですので、当日または翌日に受け取りに来られる方は、交流ルームひばりにご連絡ください。

入荷しだい、ひばりから連絡を差し上げます。

問い合わせ
交流ルーム「ひばり」
TEL 0256-33-8650



和 東日本大震災三周年追悼式典

— 今までの感謝と新たな一歩への気持ちを込めて —

東日本大震災から3年を迎え、亡くなられた方々の鎮魂と、被災地の一日も早い復興を願い、追悼式を開催します。

また、追悼式終了後には、温かく支えてくれた人達への感謝と新たな一歩を踏み出す気持ちを込めて、交流ルームひばりによる交流事業が開催されます。

- とき **3月8日 土** 午前9時～10時15分（予定）
- ところ **三条市総合福祉センター** 1階ロビー
- 主催 三条市、交流ルームひばり
- 参加予定者 三条市民、避難者(市内外)ほか

午前9時 追悼式典

- ① 黙とう
- ② 追悼のことば
 - ・避難者代表
 - ・三条市長
- ③ 献花



(昨年の追悼式典の様子)



午前9時35分(予定) 交流事業

- 地元企業の寄付金を活用した子どもたちへのプレゼント
- 福島県避難者有志から三小相承会への風贈呈と同会による追悼演奏



3月11日 火

交流ルームひばり

献花と黙とうを行います。

2月・3月の『ひばり』

日	月	火	水	木	金	土
★版画教室 第2・4水曜日午前10時～正午 ★茶話会&簡単な手芸教室 第1・3・5水曜日午前10時～午後2時 家に閉じこもりがちな季節、気軽に参加ください。				2月27日	28日	3月1日
				ひばり休み 浜通り配布		
2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日
	ひばり 午後休み	ひばり休み	ひばり 茶話会	ひばり休み 浜通り配布		東日本大震災 三周年 追悼式典
9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日
		東日本大震災 三周年 献花・黙とう	版画教室	ひばり休み 浜通り配布		

問い合わせ

交流ルーム ひばり(総合福祉センター内)

TEL 0256-33-8650

E-mail hibari_sanjo_nyh@yahoo.co.jp

[開館時間] 9:30~15:00 [休館日] 火曜日・木曜日

被災自治体 問い合わせ先一覧

市町村名	電話番号	以下の町は役場機能が移転しています。
南相馬市	0244-24-5232	浪江町:平石高田第二工業団地内 (二本松市北トロミ573番地)
浪江町	0243-62-0123	双葉町:双葉町役場いわき事務所 (いわき市東田町2-19-4)
双葉町	0246-84-5200	大熊町:会津若松市役所追手町第二庁舎内 (会津若松市追手町2番41号)
大熊町	0120-26-3844	富岡町:郡山市大槻町西ノ宮48-5
富岡町	0120-33-6466	
川内村	0240-38-2111	
いわき市	0246-25-0500	
郡山市	024-924-2491	

三条市に避難している
世帯数(2014.2.26現在)

市町村名	世帯数
南相馬市小高区	37
南相馬市原町区	5
南相馬市鹿島区	1
浪江町	8
双葉町	4
大熊町	1
富岡町	2
川内村	1
いわき市	1
郡山市	6
合計	66

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511